

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該休日は、翌日)
(当該の翌日)

項の規定により告示する。

昭和五十六年八月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

目 次

◆告 示 字の区域の新設等

生活保護法による医療機関の指定

土地改良法による換地計画の適否の決定

保安林の指定の解除 (二件)

開発行為に関する工事の完了 (四件)

告 示

鳥取県告示第七百二十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、境港市長から次のとおり字の区域を新たに画し、町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があつたので、同条第二

新たに画する字の名称	同上の区域（昭和五十六年七月十六日現在の地番による。）
小篠津町字幸神	小篠津町字荒神通一四六二の一及び小篠津町字川本一四九の一
ノ一	小篠津町字川本ノ一 一五二五及び小篠津町字七畝畑一五二九の二
小篠津町字川本	同上の区域（昭和五十六年七月十六日現在の地番による。）
小篠津町字川本ノ一	小篠津町字荒神通のうち一四六二の一、一四七〇の五、一四七一の二、一四七二の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
小篠津町字川本	小篠津町字川本のうち一四七九の一以外の区域
小篠津町字七畝畑	小篠津町字川本ノ一のうち一五二五以外の区域
小篠津町字下松中ノ一	小篠津町字下松中ノ一の全域並びに小篠津町字荒神通一四七〇の五、一四七一の二、一四七二の二及びこれらと一体をなす国有地

昭和56年8月11日 火曜日

鳥取県公報

第5280号 2

町及び字の名称	同上の区域（昭和五十六年七月十六日現在の地番による。）
幸神町	幸神町の全域、新屋町字下広畑のうち九七三及びこれと一体をなす国有地以外の区域、新屋町字松中九八二の二、九八二の三、九八三の四から九八三の六までの一部、九八三の七、九八三の八及び九九二の四、新屋町字上転松一〇七七の二及びこれと一体をなす国有地、新屋町字神内一四一六の六、一四一七の二から一四一七の四まで及びこれらと一体をなす国有地並びに新屋町字三舛蓋一四五七、一四五七の二、一四五八の二、一四五〇の二、一四五〇の六から一四五〇の八まで、一四五三の一、一四五三の三、一五四の一及び一四五七の一
新屋町字神内後	新屋町字神内後のうち一三七一の一及び一三七三の一以外の区域
新屋町字下広畑	新屋町字東恩原の全域並びに新屋町字神内後一三七一の一及び一三七三の一
新屋町字東恩原	新屋町字東恩原の全域並びに新屋町字神内後一三七一の一及び一三七三の一

新屋町字東恩原	新屋町字東恩原の全域並びに新屋町字神内後一三七一の一及び一三七三の一			
新屋町字神内後	新屋町字神内後のうち一三七一の一及び一三七三の一以外の区域			
新屋町字下広畑	新屋町字東恩原の全域並びに新屋町字神内後一三七一の一及び一三七三の一			
新屋町字東恩原	新屋町字東恩原の全域並びに新屋町字神内後一三七一の一及び一三七三の一			
新屋町字神内	新屋町字神内のうち一〇七七の二及びこれと一体をなす国有地以外の区域、新屋町字下広畑九七三及びこれと一体をなす国有地並びに新屋町字神内一四五六の一から一四一六の五まで及びこれらと一体をなす国有地			
新屋町字神内	新屋町字神内のうち一四一六の一から一四一六の六まで、一四五七の二から一四一七の四まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域			
新屋町字三舛蓋	新屋町字三舛蓋のうち一四五七、一四五七の二、一四五八の二、一四五〇の二、一四五〇の六から一四五〇の八まで、一四五三の一、一四五三の三、一四五四の一及び一五四七の一以外の区域			
谷口歯科医院	益尾歯科医院	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
倉吉市昭和町四八七	米子市道笑町一丁目一八番地	昭和五十六年七月二十九日	昭和五十六年七月二十九日	昭和五十六年七月二十九日

第5280号

昭和56年8月11日 火曜日

鳥取県公報

鳥取県告示第七百二十七号

昭和五十六年七月三日付で米子市古市三七四番地の一米子市成実土地改良区から申請のあつた成実地区の換地計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年八月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年八月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十六年八月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

気高郡青谷町大字井手字馬込三七六の一

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

公共施設用地とするため

鳥取県告示第七百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十六年八月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

境港市高松町字上灘四一、六八

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

昭和56年8月11日 火曜日

鳥取県告示第七百三十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年八月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十四年九月十二日 鳥取県指令受都計第二百七十九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市吉成字長ウ子、字下井後、字財ノ木、字上池田、字大橋詰及び

字上リ立（二工区）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市田園町四丁目三六〇番地

エヌ・ケイ・ティ興産株式会社

代表取締役 満倉淳吉

鳥取県告示第七百三十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年八月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十六年五月十九日 鳥取県指令受都計第八十三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市湖山町南三丁目

一 開発許可の年月日及び番号

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

昭和五十四年十二月十日 鳥取県指令受都計第四百十七号
二 開発区域に含まれる地域の名称
鳥取市覚寺字横丁並びに浜坂字ウツロ、字五反田、字岩ヶ前及び字高熊（二工区）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市青葉町三丁目一〇三

株式会社不動企業

代表取締役 田中宣二

鳥取市片原一丁目一〇七

有限会社海南開発

代表取締役 森岡大之郎

5 昭和56年8月11日 火曜日

鳥取県公報

第5280号

鳥取市富安一丁目六番地四

夏目建設計画株式会社

代表取締役 夏目恵一

鳥取県告示第七百三十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年八月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十五年五月十七日 鳥取県指令受都計第百二十九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

岩美郡岩美町大字本庄字西谷

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

岩美郡岩美町大字小田一六八一二

滝山幸栄